

2006 年 7 月 28 日

関係各位

財団法人 日本サッカー協会

2006 年競技規則の改正（主審、副審および第 4 の審判員への追加指示）について

2006 年 5 月 19 日付け「2006 年競技規則の改正」中、「2. 主審、副審および第 4 の審判員への追加指示」の“主審がプレーを停止後、意図的にボールに触れ、対立を起こす”の内容がワールドカップにおける審判への講習、試合での適用等で下記のとおり確認できました。それぞれの協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員などの関係者に周知徹底を図られるよう、お願いいたします。

記

1. 施行内容

- ① 対立を起こす競技者は、これまでもその行為の程度により、警告が与えられており、基本的に現在の競技規則適用の考え方と大きく変わらず、特別な対応を求めるものではない。
- ② 「対立を起こす」とは、意図的にボールに触れたことにより、その後ボールの奪い合いによる小競り合いを引き起こすことである。その結果、集団での対立の原因にもなり得る。対立を引き起こした競技者には警告が与えられる。

なお、必ずしもボールに触れた競技者に警告が与えられるというわけではない。

2. 施行時期

通達後、即時効力を発する。

3. 具体例

- ① 得点をした後、得点したチーム競技者が早い再開を求めて、ボールを取り上げセンターへ持ち帰ろうとするとき、相手競技者がそれを拒もうとして、相手を押す、押さえる、あるいは捕まえる。この場合、相手競技者に警告が与えられる。
- ② 得点されたチームがボールを取り上げたときに、得点をしたチームの競技者がそれを奪おうとして、相手を押す、押さえる、あるいは捕まえる。この場合、その得点をしたチームの競技者に警告が与えられる。
- ③ 得点があった後、両チームの競技者がボールを奪おうとして、お互い相手を押す、押さえる、あるいは捕まえる。この場合、これに関わった両チームの競技者に警告が与えられる。
- ④ フリーキックやスローインが与えられたとき、ボールを自分のものとしようとして、お互い相手を押す、押さえる、あるいは捕まえる。この場合、これに関わった両チームの競技者に警告が与えられる。

以上